

**地元企業を知る機会の創出事業委託業務に係る  
企画提案競技募集要項**

**1 契約に付する事項**

(1) 業務名

地元企業を知る機会の創出事業委託業務

(2) 目的

本業務は、地域の資源や特色を活かしている企業や先端技術に挑戦している企業等と、佐伯市の高等学校に通う高校生の興味・関心を結びつけ、高校生が様々な角度から地元企業を知り、認識を高めるとともに、将来的に地元の企業に就職する高校生や大学卒業・スキル習得後Uターンなどで戻ってくる若者を増やすことを目的とする。

※ここでいう「地元企業」とは、「佐伯市内に所在する企業」のことを指す。

(3) 業務内容

別添「地元企業を知る機会の創出事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

(5) 限度額

1, 518, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

**2 企画提案競技に係るスケジュール**

(1) 質問受付期限	令和6年10月 1日（火）
(2) 企画提案競技参加申込書期限	10月 4日（金）
(3) 企画関係書類提出期限	10月10日（木）
(4) 審査会（プレゼンテーション）	10月17日（木）
(5) 審査結果の通知	10月21日（月）
(6) 契約締結	10月23日（水）

### 3 参加資格

#### (1) 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当するものとする。

- ① 大分県の物品購入等に係る競争入札参加資格者に登録されている者であること。  
※登録されていない者は(2)の⑤追加必要書類を提出し、審査を受けること。
- ② 次の各項目に該当すること。
  - ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、委託者との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
  - イ 委託者から要請があった場合に、直ちに担当者等を派遣することが可能な者であること。
  - ウ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
  - エ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### (2) 企画提案競技参加申込書の提出等

##### **令和6年10月4日（金）17時必着**

「提案競技参加申出兼参加資格確認申請書（第1号様式）」を、以下の①～④と共に提出期限までに、Mail 又は FAX にて「9 問合せ先」に提出すること。

- ① 「暴力団と関与がない旨の誓約書（第5号様式）」
- ② 「団体目的等についての確認書（第6号様式）」
- ③ 会社概要と従業員数が分かるもの（パンフレット等）
- ④ 財政的健全性が分かるもの（決算書等）

確認のため、併せて電話連絡を行うこと。

原本は、企画提案書に併せて提出すること。

なお申請結果については、事務局からは「提案競技参加資格確認通知書（第2号様式）」で通知する。

⑤ 追加必要書類（入札参加資格者に登録されていない場合）

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 取扱商品等調書
- ・ 納税証明書（都道府県税）  
都道府県税（全税目）について滞納がないことを確認できる書類  
※発行後3ヶ月以内の原本
- ・ 納税証明書（国税）  
国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことを確認できる書類 ※発行後3ヶ月以内の原本
- ・ 登記簿謄本（原本又は写し）
- ・ 定款（写し）
- ・ 営業に必要な許可・認可等を得たことを証する書類（写し）

#### 4 企画提案書の提出等

##### 令和6年10月10日（木）17時必着

業務の目的等に留意のうえ、以下の①から③の企画提案書等を作成し、7部を提出期限までに、「9 問合わせ先」の住所に持参又は簡易書留郵便で提出すること（企画提案書以外の書類は1部の提出）。

① 表紙

- ・ 会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。（A4版）

② 企画提案書 以下の内容を明記すること。（任意様式）（A4版概ね30枚以内）

- ア 本事業に対する考え方（テーマ/コンセプトを含む）
- イ 企画内容
- ウ 実施体系図
- エ スケジュール
- オ 経費見積書 企画内容と経費関係が分かる内訳

##### ※企画提案書作成の注意事項

- ・ 提案書は、A4版長編綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステイプルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）、表紙・中表紙を除き両面印刷とすること。
- ・ 各ページにページ番号を記入すること。
- ・ 図表等においてA3版がある場合は片面印刷とすること。

- ・提出書類等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
  - ・提出期限後の再提出及び差替えは認めない。
- ③ 企画提案競技参加申込書（第1号様式）原本

## 5 参加辞退について

**令和6年10月10日（木）17時必着**

「提案競技辞退届（第3号様式）」を、提出期限までに mail 又は F A X にて「9 問合せ先」に提出すること。

確認のため、併せて電話連絡を行うこと。

## 6 審査について

### (1) 審査会（プレゼンテーション）の実施

提出された企画提案書等を使用し、プレゼンテーション審査を実施する。

① 日時 **令和6年10月17日（木）13:00～16:00**

※参加企業数によっては時間が延長又短縮する可能性があります。

② 場所 大分県佐伯総合庁舎 4階 大会議室

住所：大分県佐伯市長島町 1-2-1

### (2) 審査方法

① 企画提案書等の審査は、委託者が選出した審査委員（5名）により、別添審査基準に基づいて最優秀提案1件を選定する。ただし審査の結果、一定基準を満たさない場合、この限りではない。

② 提案者は、企画提案にかかるプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、1社**20分以内**とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。なお、質疑は**10分以内**とする。

③ 会場は大分県佐伯総合庁舎を予定しているが、やむを得ず会場に来ることができない場合は、プレゼン用DVD等（20分以内に編集）の提出をもって代え、質疑応答はオンラインとすることができる。

③ 審査結果は、**令和6年10月21日（月）**を目処に審査会に出席した全ての企画提案者に対して文書により通知する。

④ 最優秀提案を行った者を受託候補者とする。ただし、受託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を受託候補者とする。ただし、受託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは当該契約を無効とする。

## 7 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法及び提出先 mail 又はFAXにて「9 問合わせ先」に提出  
確認のため、併せて電話連絡を行うこと。
- (2) 質問受付期限 **令和6年10月1日(火) 17時**
- (3) 質問票様式 質問書(第4号様式)
- (4) 回答方法 令和6年10月3日(木)までに県HPにおいて回答する。

## 8 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続を適切に行うこと。
- (4) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、委託者と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

## 9 問合わせ先

担当：大分県南部振興局 地域創生部 地域創生班 田島、江藤

〒876-0813 大分県佐伯市長島町1-2-1

電話 0972-22-9073

FAX 0972-23-0942

メール tashima-kazuki@pref.oita.lg.jp